

EB サービスご利用規定

(NCB パソコン (SPC) サービス、NCB パソコンサービス Web (VALUX)、NCB データ伝送サービス (AnserDATAPORT))

第 1 条. NCB パソコン (SPC) サービス、NCB パソコンサービス Web (VALUX)、NCB データ伝送サービス (AnserDATAPORT) の取扱

NCB パソコン (SPC) サービス、NCB パソコンサービス Web (VALUX)、NCB データ伝送サービス (AnserDATAPORT) (以下「本サービス」という) は、株式会社西日本シティ銀行 (以下「当行」という) が定めた本サービスに関する規定 (以下「本規定」という) を承諾のうえ申込をした契約 (以下「本契約」という) に基づき、申込者 (以下「契約者」という) が、その占有管理するパソコン、ホストコンピュータ (以下、「パソコン等」という) によって次の各号のサービスを依頼する場合に利用できるものとします。また、当行以外の金融機関あての資金集中取引のために利用する場合、および(株)NTT データが提供する「VALUX」「Connecure」「LGWAN」の契約を締結し本サービスを利用する場合も含まれます。

- ① 振込・振替サービス
- ② 通知・照会サービス
- ③ 一括伝送サービス
- ④ 全銀入出金明細サービス

第 2 条. 振込・振替サービス

(1) 取引の内容

振込・振替サービスは、以下のとおりとします。

- ① 契約者は、依頼日当日に、あらかじめ契約者が指定した契約者名義の預金口座 (以下「支払指定口座」という) より、指定金額を引落しのうえ、あらかじめ契約者が指定した当行または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座 (以下「入金指定口座」という) あてに振込通知を発信し、または入金する取引をすることができます。
- ② 契約者は、依頼日の翌営業日以後 10 営業日以内の銀行営業日で契約者が指定する日 (以下「振込指定日」という) に支払指定口座から振込・振替資金を引落しのうえ、入金指定口座あてに振込通知の発信、または入金する取引 (以下、「振込予約」という) をすることができます。
- ③ 振込・振替サービスにおける入金指定口座の指定は、あらかじめ契約者が届け出る方式、もしくは都度契約者が指定する方式 (以下「都度指定方式」という) により行うことができます。
- ④ 振込・振替サービスにより振込・振替または振込予約を依頼する場合の支払指定口座は、別途定める取引対象口座とします。
- ⑤ 入金指定口座は、別途定める取引対象口座とします。
- ⑥ 入金指定口座への入金は、次の方法で取扱います。
 - ア. 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
 - イ. 支払指定口座と入金指定口座とが、上記ア以外の場合は、「振込」として取扱います。
- ⑦ 入金指定口座以外への入金 (都度指定方式による振込予約の場合) は、すべて「振込」として取扱います。
- ⑧ 1 回の振込または振替により入金できる最大の金額は、申込書により指定された振込限度額の範囲内とします。

(2) 本人確認

- ① 振込・振替サービス利用にあたって、当行が受信した加入者番号、暗証番号、発信元の電話番号 (「VALUX」の場合は(株)NTT データから認証済情報として通知された VALUX の接続 ID (以下、「接続 ID」といいます)) が、当行があらかじめ指定した加入者番号、届出の暗証番号 (都度指定振込の場合は確認暗証番号を含みます) および発信者との電話番号 (「VALUX」の場合は (接続 ID) と一致した

場合には、当行は送信者を契約者とみなします。

- ② 振込・振替サービス利用について届出と異なる暗証番号が当行所定の回数連続して入力された場合、その時点で当行は当該暗証番号等の利用を停止します。振込・振替サービスの利用を再開する場合は、当行に連絡のうえ、所定の申込用紙により新しい暗証番号を届け出てください。
- ③ 届出の暗証番号は契約者の責任において厳正に管理するものとし、第三者へ知られないようにしてください。

(3) 振込・振替または振込予約の受付等

- ① 依頼の内容については、当行が契約者からの送信指示を受信した時点で確定するものとします。当行は依頼の内容が確定した時（ただし、振込予約の場合には振込指定日の当行所定時刻）に、支払指定口座から振込または振込・振替資金、振込手数料等（以下、「振込・振替資金等」という）を引落しのうえ、振込または振替の手続きをいたします。振込・振替または振込予約を依頼する場合には、振込日または振込指定日の前日までに指定金額を支払指定口座に入金してください。
- ② 支払指定口座からの資金引落しは、通帳・カードおよび払戻請求書、当座小切手の提出は不要とします。
- ③ 振込・振替契約は振込・振替資金等を当行が支払指定口座から引落したときに成立するものとします。
- ④ 前号により振込・振替契約が成立したときには、当行は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。ただし、通知預金を支払指定口座とする振替予約の場合には、振替処理時に計算される利息金額および税額は利率変更、税制改正その他の諸般の情勢により、振替予約の依頼時に起算された利息金額および税金額と異なることがあります。
- ⑤ 振込・振替サービスによる1回あたりの振込または振替金額は、当行が定める限度内でかつ契約者があらかじめ指定した金額の範囲内とします。
- ⑥ 振込・振替サービスの利用時間は、別途定めるサービス利用時間帯とします。
- ⑦ 以下のア～キに該当する場合、振込・振替サービスの取扱はできません。
 - ア. 振込・振替資金等が支払指定口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。
 - イ. 受付（受信）時に、振込金額または振替金額が申込書により指定された振込限度額を超えるとき。
 - ウ. 支払指定口座が解約されたとき。
 - エ. 契約者から支払指定口座への支払停止届があり、それに基づき当行が支払指定口座に対し、支払停止の手続きを行ったとき。
 - オ. 振替取引または当行本支店の預金口座への振込取引において、入金指定口座が解約済などの利用で入金できないとき。
 - カ. 当行以外の金融機関の国内本支店にある預金口座あて振込の場合に、当該金融機関から相当の事由により返却されたとき。
 - キ. 支払指定口座が、差押、仮差押または転付命令の対象にある等やむを得ない事情があり、当行が支払いを不適当と認めたとき。
- ⑧ 前号に該当する場合、予約された振込または振替の取扱はできません。なお、前号の（ア）に該当する場合は、振込日当日に指定金額を入金されても振込または振替は行われません。
- ⑨ 振込・振替サービスにおいて、入金ができない場合には、振込または振替金額を、当該取引の支払指定口座へ戻入れます。
- ⑩ 振込または振替予約については、当行所定の方法により振込指定日当日に振込または振替実行の有無を確認してください。
- ⑪ 振込・振替サービスによる振込または振替の予約を撤回する場合は、振込指定日の前営業日までに契

約者のパソコンから当行所定の方法により予約解除の依頼を行ってください。

- ⑫ 本契約を解除した場合でも、解除前に予約を行った振込または振替取引は、振込指定日に実行され、その振込または振替については本規定が適用されます。

(4) 振込手数料等

- ① 振込・振替サービスによる振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料（消費税相当額を含む）をお支払いいただきます。振込手数料につきましては、下記ホームページにてご確認ください。

https://www.ncbank.co.jp/kinri_tesuryo/kawase/naikokukawase.html

- ② 手数料は、当行所定の振替日に預金通帳および払戻請求書、または当座小切手なしで指定預金口座から自動的に引落します。なお、振込手数料等の支払については、申込書により指定された方法で取り扱います。

(5) 取引内容の確認

- ① 振込・振替サービスを利用した取引後は、すみやかに普通預金通帳（総合口座通帳を含みます）、通知預金通帳への記入または当座勘定照合表等により取引内容を確認してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合、ただちにその旨を取引店に連絡してください。
- ② 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときには、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

第3条 通知・照会サービス

(1) 利用できる取引

通知・照会サービスは契約者のパソコンから次の各号の取引を依頼する場合に利用できるものとします。

- ① 預金残高の照会に対する応答（以下「残高照会」という）
 ② 振込入金または入出金の明細の照会に対する応答（以下「取引照会」という）
 ③ 振込入金または入出金の明細の再照会に対する応答（以下「取引再照会」という）

(2) 取引対象口座

通知・照会サービスを利用できる口座（以下「照会口座」という）は別途定める取引対象口座とします。

(3) 本人確認

- ① 通知・照会サービス利用にあたって、当行が受信した加入者番号、暗証番号が、当行があらかじめ指定した加入者番号、届出の暗証番号と一致したときは、当行は送信者を正当な契約者とみなし、応答します。
- ② 届出の暗証番号は契約者の責任において厳正に管理するものとし、第三者へ知られないようにしてください。

(4) 利用時間帯

通知・照会サービスの利用時間帯は、別途定めるサービス利用時間帯とします。

(5) 仕様および取引の処理時刻と応答時刻

当行は、当行所定の仕様（㈱NTT データの ANSER システムの仕様）に基づき使用サービス内容を送信します。なお、当行における取引のコンピュータ処理時刻と、応答時刻との関係上、取引日当日中に応答できない振込入金・入出金の明細が生ずることがあります。この場合の振込入金・入出金の明細については、翌日以降に応答します。

(6) 利用時間帯

振込にかかる訂正依頼があった場合またはその他取引内容に変更があった場合には、当行から応答済の内容について取消または変更する場合がありますので、ご了承ください。

第4条. 一括伝送サービスの取扱い

(1) 一括伝送サービスの内容

一括伝送サービスは、パソコンなど当行所定の機器を用いた契約者からの依頼に基づき、総合振込・給与（賞与）振込、地方税納付、口座振替等の各データを伝送するサービス、その他当行所定のサービスを行います。

（この定めには各サービスの開始時期を含みます）

(2) 伝送されたデータに瑕疵がある場合

伝送されたデータに瑕疵がある場合当行に連絡の上、直ちに再送を行なうものとします。

(3) データの取消または変更は、契約者が確認用パスワードにより承認を行ったデータを受信した後において

は、原則データの取消または変更を行なう事ができませんので予めご了承ください。

(4) 回線等の障害時における対応

回線等の障害時により所定の日時までデータ伝送を行なうことができない場合には、互いに協議することとします。

(5) サービス利用時間およびデータ伝送時限

一括伝送サービスの利用時間およびデータ伝送時限は当行所定の時間内とします。なお、当行はこの利用時間およびデータ伝送時限を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

(6) 代表口座

① 契約者は、あらかじめ、申込書により、当行本支店における契約者名義の普通預金または当座勘定を代表口座として当行に届け出るものとします。

② 代表口座は、サービス利用口座であることとし、またサービス利用手数料等の決済口座を兼ねるものとします。

(7) サービス利用口座

① 契約者は、あらかじめ、申込書により、代表口座と口座開設店が同一である契約者名義または当行が契約者と実質同一先と認める法人もしくは個人名義の普通預金もしくは当座勘定を、本サービスを利用できるサービス利用口座として当行に届け出るものとします。

② サービス利用口座として登録できる口座数上限及び口座種目は、当行所定のものとなります。

③ サービス利用口座を追加・解除する場合、申込書により当行へ届け出るものとします。

第5条. 総合振込の取扱い

(1) 総合振込の内容

① 当行は契約者からの依頼による「一括伝送サービス」を利用した総合振込事務を受託します。なお、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料（消費税等を含む）をお支払いいただきます。

② 資金決済口座（支払口座）は、「サービス利用口座」とします。振込先として指定できる取扱店は、当行の国内本支店及び「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店とします。

③ 当行に振込を依頼するに際しては、事前に入金指定口座の確認を行って下さい。確認に際し、必要がある場合には当行が協力します。

④ 振込依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法（一括伝送サービス）で行って下さい。

⑤ 当行は第4条に定めたデータに基づき、振込手続を行います。

⑥ 当行は振込受取人に対し、入金通知は行いません。

(2) 上限金額の設定

サービス利用口座1日あたりの一括伝送サービス処理依頼限度額は、当行所定の一括伝送サービス限度額の範囲内または契約者により登録された一括伝送サービス限度額の範囲内とします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の一括伝送サービス限度額を変更することがあります。

(3) 処理指定日の指定方法

- ① 処理指定日は、契約者のパソコン等の端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いが受けられるものとします。なお、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- ② 契約者の依頼した取引については、原則データの取消または変更を行なう事ができませんので予めご了承ください。

(4) 振込資金の交付等

- ① 振込資金は、振込指定日の前営業日までに当行に交付するものとします。また残高不足の場合には、振込を中止させていただく場合がございますので予めご了承ください。
- ② 振込資金は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および払戻請求書または当座小切手の提示なしに指定預金口座から自動的に引落します。

(5) 依頼内容の訂正・組戻し

振込手続において、「入金指定口座」への入金ができない場合には、契約者は当行あてに当行制定の組戻依頼書等を書面により提出するものとし、当行は組戻依頼書等の提出を受けたうえで訂正及び組戻手続を行うものとします。組戻手続を行う場合、本条第1項第1号の振込手数料（消費税を含む）は返却しません。また、組戻しにつきましては別途組戻手数料がかかりますので、予めご了承ください。

第6条 給与振込の取扱い**(1) 給与振込の内容**

- ① 当行は契約者からの依頼による「一括伝送サービス」を利用した契約者が支給する報酬・給与・賞与等（以下「給与」といいます。）の振込事務を受託します。なお、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料（消費税等を含む）をお支払いいただきます。
- ② 契約者の依頼した取引については、当行の定める処理を行うまでは取消しを受付けます。ただし、この時間を過ぎての取消しはできませんので予めご了承ください。
- ③ 当行に振込を依頼するに際しては、事前に入金指定口座の確認を行って下さい。確認に際し、必要がある場合には当行が協力します。
- ④ 振込依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法（一括伝送サービス）で行って下さい。
- ⑤ 当行は第4条に定めたデータに基づき、振込手続を行います。
- ⑥ 当行は振込受取人に対し、入金通知は行いません。
- ⑦ 給与振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前10時からとします。

(2) 上限金額の設定

サービス利用口座1日あたりの一括伝送サービス処理依頼限度額は、当行所定の一括伝送サービス限度額の範囲内または契約者により登録された一括伝送サービス限度額の範囲内とします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の一括伝送サービス限度額を変更することがあります。

(3) 処理指定日の指定方法

- ① 処理指定日は、契約者のパソコン等の端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いが受けられるものとします。なお、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することができます。
- ② 契約者の依頼した取引については、原則データの取消または変更を行なう事ができませんので予めご了承ください。

(4) 振込資金の交付等

- ① 振込資金は、原則振込指定日の1営業日前12時までに当行に交付するものとします。また残高不足の場合には、振込を中止させていただく場合や給与振込としてのお取扱いができない場合がございます。

ので予めご了承ください。

- ② 振込資金は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および払戻請求書または当座小切手の提示なしに指定預金口座から自動的に引落します。

(5) 依頼内容の訂正・組戻し

振込手続において、「入金指定口座」への入金ができない場合には、契約者は当行あてに当行制定の組戻依頼書等を書面により提出するものとし、当行は組戻依頼書等の提出を受けたうえで訂正及び組戻手続を行うものとします。組戻手続を行う場合、本条第1項第1号の振込手数料（消費税等を含む）は返却しません。また、組戻しにつきましては別途組戻手数料がかかりますので、予めご了承ください。

第7条 地方税納付の取扱い

当行は契約者が特別徴収した地方税(市区町村民税・都道府県民税)について、「一括伝送サービス」を利用した依頼データより納入書を作成し、納付を行う事務を受託します。

- (1) 本サービスにより地方税納付を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。
- (2) 資金決済口座
- ① 資金決済口座（引落指定口座）の指定方法は、当行所定の書面により届出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ② 資金決済口座（引落指定口座）は、「サービス利用口座」とします。
- (3) 前項1.の納付指定日は、毎月10日（銀行休業日の場合は翌営業日）とします。
- (4) 納付資金の引落しにあたっては、当行の各種預金約定・規定・各種当座勘定貸越約定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書・当座小切手または借入請求書の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (5) 納付資金および地方税納付取扱手数料は、当行所定の方法で引落します。なお、納付資金の引落しができない場合、地方税納付のお取扱いができない場合があります。
- (6) 納付受付不能分がある場合は、契約者は別途所定の方法で納付するものとします。
- (7) 契約者の依頼した取引については、原則データの取消または変更を行なう事ができませんので予めご了承ください。

第8条 口座振替の取扱い（当行のみ）

当行は契約者からの依頼による「一括伝送サービス」を利用した口座振替事務を受託します。

- (1) 本サービスにより口座振替を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。
- (2) 口座振替の取扱店の範囲は、当行の本支店とします。
- (3) 口座振替依頼書の受理等
- ① 当行の取扱店は、預金者から預金口座振替の依頼があった場合は、預金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）および預金口座振替届出書（以下、「届出書」といいます。）の提出を受け、これを承諾したときは届出書の所定欄に受付押印のうえ契約者に送付します。
- ② 契約者が預金者から依頼書および届出書を受理したときは、依頼書を当行に提出するものとし、当行は記載事項確認のうえこれを受理するものとします。依頼書に印鑑相違その他不備事項があるときは依頼書にその旨を付記し、契約者に返戻するものとします。
- (4) 振替日
- ① 契約者は、当行に対して、毎月の口座振替日を届け出るものとします。ただし、当日が銀行の休日にあたるときはその翌営業日とします。
- ② 契約者は、振替日を変更するときは預金者に対して周知徹底をはかるものとし、当行は特別な通知等

は行わないものとします。

(5) 口座振替の依頼

- ① 契約者は、確認済みの届出書に基づいて当該預金者宛の請求明細を記録したデータを作成し、当行に対し、「一括伝送サービス」により口座振替の依頼を行うものとします。
- ② 当行は、データに記録された請求明細に基づき振替処理を行い、振替結果を次のコードにより登録します。

振替済	0
資金不足	1
預金取引なし	2
預金者の都合による振替停止	3
預金口座振替依頼書なし	4
委託者の都合による振替停止	8
その他	9

なお、預金口座からの引落しは、データに記録された請求明細の口座番号により行うものとします。

(6) 口座振替結果の登録

当行は、契約者が振替結果を振替日の翌営業日の16時から照会できるよう登録を行うものとします。

(7) 取扱手数料

- ① 契約者は、当行に対し、次の取扱手数料および取扱手数料合計額にかかる消費税等相当額（以下、「取扱手数料等」といいます。）を支払うものとします。

従量料金...振替請求件数1件につき当行所定の手数料

- ② 取扱手数料等は、次のいずれかの方法により支払うものとします。

ア. 振替資金を契約者の預金口座へ入金する際、振替資金から当行が差引き収納

イ. 毎月12日（休日の場合はその翌営業日）に、契約者が指定する口座から自動引落により収納

なお、取扱手数料等の引落としにあたっては、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手の提出は不要とします。

(8) 振替資金の入金

当行は、振替日の2営業日後までに振替資金を契約者の指定する預金口座に入金するものとします。

(9) 領収書の送付

当行は、領収書・振替済通知書等の作成・郵送は行わないものとします。

(10) 預金者への通知

当行は、預金口座振替に関して預金者に対する引落済みの通知、入金の督促は行わないものとします。

(11) 振替不能分の再請求

契約者は、振替不能分の再請求をするときは、再請求分の請求明細を記録したデータを作成し、次回振替請求の際、「一括伝送サービス」により口座振替の依頼を行うものとします。この場合、再請求分と次回請求分とを同時に請求するときは、その振替について優先順位をつけないものとします。

(12) 解約・変更通知

当行は、預金者の申出または当行の都合により当該預金者との預金口座振替を解約または変更したときは、契約者にその旨通知するものとします。ただし、預金者が当該指定口座を解約したときは、当行は契約者に対する通知は行わないものとします。

(13) 受託事務の解約または一時停止

- ① 契約者からの解約

ア. 契約者は、当行に通知することにより、本取扱いの解約をいつでも申出ることができるものとします。

イ. 契約者から当行に対する解約通知は、当行所定の申込書により行うものとします。なお、解約の効

力はお届けいただいた後、当行の解約手続が完了した時点で発生するものとし、解約手続完了前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

② 当行からの解約

契約者に次の各号の事由が1つでも生じた場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、本取扱いを解約することができるものとします。

- ア. 破産、民事再生手続開始、会社更生法手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があったとき
- イ. 手形交換所または電子記録債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- ウ. 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき
- エ. 相続の開始があったとき
- オ. 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき
- カ. 1年以上にわたり本取扱いの利用がないとき
- キ. 解散、その他営業活動を休止したとき
- ク. 当行への本取扱いにもとづく届出事項について虚偽の事項を通知したことが判明したとき
- ケ. 本取扱いおよび基本契約に違反したと当行が認めた場合
- コ. 契約者、当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当行が認めた場合
- サ. その他、当行が取扱いの中止・解約を必要とする相当の事由が発生した場合

- ③ 当行は、本取扱いの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本取扱いの利用を一時停止することができるものとします。但し、当行はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。

(14) 機密の保持

契約者、当行双方は、本取扱いにもとづく事務処理上知り得た相手方の機密は、これを外部に漏洩してはならないものとします。

(15) 損害負担

契約者および当行は、それぞれの責により生じた損害を負担する。契約者、当行いずれの責によるか明らかでないときは、両方で協議して定めるものとします。

第9条. 口座振替の取扱い（Qネット代金回収サービス）

当行は契約者からの依頼による「一括伝送サービス」を利用したQネット代金回収サービスを利用した口座振替事務を受託します。

- (1) 本サービスにより口座振替を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。
- (2) 口座振替の取扱店の範囲は、当行の本支店および当行の提携金融機関の本支店とします。
- (3) 預（貯）金口座振替依頼書の受理等
 - ① 契約者は、預金者からQネット預（貯）金口座振替依頼書(以下、「依頼書」といいます。)、Qネット預（貯）金口座振替払い等に関する申込書(以下、「申込書」といいます。)およびQネット預（貯）金口座振替払い等に関する届出書(以下、「届出書」といいます。)の提出を求めます。
 - ② 契約者は、預金者から提出を受けた依頼書および申込書に契約者番号を記入のうえ初回振替日の40日前までに当行に提出するものとします。
 - ③ 当行は、契約者より提出を受けた依頼書および申込書の記載事項を確認のうえ、依頼書を受理し申込書は確認印を押印のうえ、契約者に送付するものとします。なお、当行の提携金融機関の取扱いにかかわるものについては、当行は申込書に提携金融機関の確認印の押印を受け、契約者に送付するものとします。

- ④ 当行は、依頼書および申込書に印鑑相違その他の不備事項があり、当行または当行の提携金融機関の確認が得られないときは、これを受理せず、すみやかに契約者に返戻するものとします。
- ⑤ 預金者の預(貯)金口座に関する変更があった場合、契約者はすみやかに預金者より Q ネット預(貯)金口座振替解約・変更届を徴求し、振替日の 40 日前までに当行に提出するものとします。

(4) 振替日

- ① 契約者は、当行に対して、毎月の口座振替日を届け出るものとします。ただし、当日が銀行の休日にあたるときはその翌営業日とします。
- ② 契約者は、振替日を変更するときは、当行と事前に協議を行うとともに、預金者に対して周知徹底をはかるものとし、当行は預金者に対し特別な通知等は行わないものとします。

(5) 口座振替の依頼

- ① 契約者は、前記 3. による確認済みの申込書に基づいて当該預金者宛の請求明細を記録したデータを作成し、当行に対し、「一括伝送サービス」により口座振替の依頼を行うものとします。ただし、同一振替日のデータを 2 回以上に分けて送信しないものとします。
- ② 契約者は、当行に対して口座振替の依頼を行った後においては、原則としてその請求金額の変更および口座振替の中止等を行わないものとします。
- ③ 当行は、データに記録された請求明細のうち、当行の本支店の取扱いにかかわるものについて、振替日に預金者の指定する預(貯)金口座から指定の金額を引落とし、また、当行の提携金融機関の取扱いにかかわるものについては、提携金融機関に振替日における預金者の指定する預(貯)金口座からの引落処理を依頼します。

振替結果は、次のコードにより登録します。

振替済	0
資金不足	1
預金取引なし	2
預金者の都合による振替停止	3
預金口座振替依頼書なし	4
委託者の都合による振替停止	8
その他	9

なお、預金口座からの引落としは、データに記録された請求明細の口座番号により行うものとします。

(6) 口座振替結果の登録

当行は、契約者が振替結果を振替日の 2 営業日後の 16 時から照会できるよう登録を行うものとします。

(7) 取扱手数料

- ① 契約者は、当行に対し、次の取扱手数料および取扱手数料合計額にかかる消費税等相当額（以下、「取扱手数料等」といいます。）を支払うものとします。
- ・基本料金...データ送信 1 回につき当行所定の手数料
 - ・従量料金...振替請求件数 1 件につき当行所定の手数料
- ② 取扱手数料等は、振替資金を契約者の預金口座へ入金する際、振替資金から当行が差引き収納するものとします。

(8) 振替資金の入金

当行は、当行および当行の提携金融機関における前記 5. の引落処理による振替資金をとりまとめ振替日の 5 営業日（振替日は含まず）以後に当行のとりまとめ店における契約者の指定する預金口座に入金するものとします。

(9) 預金者に対する通知

当行は、預(貯)金口座振替に関して預金者に対する引落済みの通知、入金の督促および領収書の発行等は行わないものとします。

(10) 振替不能分の再請求

契約者は、振替不能分の再請求をするときは、再請求分の請求明細を記録したデータを作成し、次回振替請求の際、「一括伝送サービス」により口座振替の依頼を行うものとします。この場合、再請求分と次回請求分とを同時に請求するときは、その振替について優先順位をつけないものとします。

(11) 停止通知

契約者は、預（貯）金口座振替による収納を停止（解約）したときは、停止内容を当行店に通知するものとします。

(12) 解約・変更通知

① 預金者との預（貯）金口座振替契約を解約または変更したときは、預金者は契約者または当行にその旨通知するものとします。

② 預金者が引落指定口座を解約したときは、当行は契約者に対する通知は行わないものとします。

(13) 損害負担

契約者および当行は、それぞれの責により生じた損害を負担するものとします。契約者・当行いずれの責によるか明らかでないときは、両社で協議して定めるものとします。

(14) 解約**① 契約者からの解約**

ア. 契約者は、当行に通知することにより、本取扱いの解約をいつでも申出ることができるものとします。

イ. 契約者から当行に対する解約通知は、当行所定の申込書により行うものとします。なお、解約の効力はお届けいただいた後、当行の解約手続が完了した時点で発生するものとし、解約手続完了前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

② 当行からの解約

契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当行は契約者に事前に通知することなく、本取扱いを解約することができるものとします。

ア. 破産、民事再生手続開始、会社更生法手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があったとき

イ. 手形交換所または電子記録債権記録機関の取引停止処分を受けたとき

ウ. 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき

エ. 相続の開始があったとき

オ. 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき

カ. 1年以上にわたり本取扱いの利用がないとき

キ. 解散、その他営業活動を休止したとき

ク. 当行への本取扱いにもとづく届出事項について虚偽の事項を通知したことが判明したとき

ケ. 本取扱いおよび基本契約に違反したと当行が認めた場合

コ. 契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当行が認めた場合

サ. その他、当行が取扱いの中止・解約を必要とする相当の事由が発生した場合

③ 当行は、本取扱いの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本取扱いの利用を一時停止することができるものとします。但し、当行はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。

(15) 機密の保持

契約者・当行双方は、本取扱いにもとづく事務処理上知り得た相手方の機密は、これを外部に漏洩しては

ならないものとします。

第10条 口座振替の取扱い（Qネット域外代金回収サービス）

当行は契約者からの依頼による「一括伝送サービス」を利用したQネット域外代金回収サービスによる口座振替事務を受託します。当行は契約者より委託を受けた代金回収業務の一部について、SMB Cファイナンスサービス（以下、「再委託先」といいます。）に再委託することができるものとします。

(1) 本サービスにより口座振替を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。

(2) 口座振替の取扱店の範囲は、当行の本店および「再委託先」と提携している金融機関の本店（以下、「金融機関」といいます。）とします。

(3) 振替日

契約者の代金回収は、当行または「再委託先」の提携する「金融機関」における「預金者の指定した預金口座（以下、「口座」といいます。）からの自動振替によるものとし、毎月の口座振替日は、契約者が届け出た6日、23日のいずれかまたはその両方とします。ただし、当日が銀行の休日にあたる場合は翌営業日とします。

(4) 口座振替依頼書の受理等

① 契約者は預金者より預金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）の受け、銀行コード、支店コード、委託者コード、契約者番号等必要事項を記入するものとします。

② 契約者は「依頼書」をとりまとめるうえ、初回振替日の2か月前までに当行に引渡し、当行はそれを「金融機関」に送付するものとします。

③ 「依頼書」が記載内容不備等の事由に基づき「金融機関」より返戻された場合には、当行はこれを契約者に返却する。契約者は直ちに預金者との間で不備を訂正補完のうえ当行に再提出し、当行は「金融機関」に再送付するものとします。この場合、当行は「依頼書」の取次ぎのみを行い、この間に生じた結果や紛議に対しては一切責任を負わないものとします。

④ 「口座」に関し変更があった場合には、契約者は速やかに変更後の「依頼書」を預金者より取得して当行に引渡すものとします。また、当行は「金融機関」より「口座」の変更の連絡を受けたときはその旨を契約者に通知するものとします。ただし、預金者が「口座」を解約したときはこの限りではありません。

(5) 口座振替の依頼

① 契約者は回収すべき代金の請求明細を記録したデータ（以下、「データ」といいます。）を作成し、当行に対し、「一括伝送サービス」により口座振替の依頼を行うものとします。

② 当行は契約者から受け取った「データ」をもって金融機関宛の請求データを作成して、「口座」からの振替を依頼するものとします。

③ 当行は、「金融機関」における「口座」振替の結果に基づき、その結果を契約者に報告するとともに、回収した代金の引渡事務を行うものとします。

(6) 代金の引渡

① 当行は、後記10. に定める事務取扱手数料およびこれに課される消費税相当額を「代金」から差引いた残金を振替日の6営業日（振替日は含まず）以後に振込により契約者に引渡すものとします。

② 前項による振込預金口座は、契約者の指定する預金口座とします。

(7) 預金者との折衝

当行の回収業務に関して、預金者に対する一切の折衝は契約者が行うものとし、当行は預金者に対して請求書・領収書等の発行、入金督促および代金の引落とし済み等の通知は行わないものとします。

(8) 振替不能

「依頼書」に次のような不備による振替不能、その他当行の責に帰すべからざる事由による振替不能につ

いては、当行は契約者に対し、その責を負わないものとします。

- ① 預金取引なし
- ② 記載事項等相違（店名、預金種目、口座番号、口座名義）
- ③ 印鑑相違
- ④ その他（銀行コード、支店コード相違等）

(9) 事務取扱手数料

- ① 契約者は、当行に対し、次の取扱手数料および取扱手数料合計額にかかる消費税等相当額(以下、「取扱手数料等」といいます。)を支払うものとします。
 - ・基本料金...データ送信 1 回につき当行所定の手数料
 - ・従量料金...振替請求件数 1 件につき当行所定の手数料
- ② 契約者が当行に「データ」を提出後、「データ」の一部または全部の取消等があっても、契約者は当行に対し事務取扱手数料を支払うものとします。
- ③ 契約者は、前記 8. に定める場合においても、当行に対し事務取扱手数料を支払うものとします。

(10) 契約解除

- ① 契約者または当行は、書面により 2 か月前までに契約終了の日（以下、「解約日」といいます。）を定めて相手方に通知することにより、いつでも本取扱いを解除することができるものとします。この場合、本取扱いは「解約日」をもって終了するものとします。本解約申入書面上「解約日」が定められていない場合には、本書面到達の日から 2 か月を経過した日を「解約日」とするものとします。ただし、「解約日」が当行が「金融機関」に請求データを送付してから代金引渡事務完了までの間の日であるときは、「解約日」に取扱い自体は終了するといえども、当行は当該代金引渡事務完了まで業務を遂行する。
- ② 契約者または当行のいずれかについて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、相手方は何らの催告を要せずに即時本取扱いを解除することができるものとします。この場合には前項ただし書を準用するものとします。
 - ア. 支払の停止、または破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始・会社整理開始、もしくは特別清算開始の申立てがあったとき
 - イ. 手形交換所または電子記録債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - ウ. 契約者の当行に対する債権（回収代金）について、仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき
 - エ. 本取扱いに基づく回収業務を実施するにあたり、故意または重大な過失により相手方に損害を与えたとき
 - オ. その他本取扱いの一つにでも違反したとき
- ③ 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行は何らの催告を要せずに即時本取扱いを解除することができるものとします。この場合には前項ただし書を準用するものとします。
 - ア. 代金が、違法な取引または公序良俗に反する取引に基づくものであると考えられる相当の理由があるとき
 - イ. 本取扱いによる代金の回収率が、当行が「金融機関」宛振替を依頼した請求データの金額の半分に達しない自動振替の結果が一回分でもあったとき

(11) 住所変更等の通知義務

- ① 契約者の名称・商号・代表者・住所その他の重要な事項に変更があったとき、契約者は書面によって直ちに当行に通知するものとします。
- ② 契約者が前項の通知を怠ったため、当行からなされた通知または送付された書類等が延着し、または

到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(12) 免責

- ① 契約者と契約者の顧客との債権債務関係・物品の売買・サービスの供与・およびその他一切の事項、ならびにそれらに基づく契約者・契約者の顧客間の紛議については契約者がその全責任において処理し、当行は一切の責任を負わないものとします。
- ② 再委託先は、「金融機関」の責に帰すべき事由により契約者または預金者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- ③ 契約者のデータ誤記等により預金者その他の第三者に損害が生じた場合には、契約者がその全責任において処理し、当行は一切の責任を負わないものとします。

(13) 機密の保持

契約者および当行は、本取扱いにおける業務の履行に関し知り得た相手方の機密は、他に漏らさぬよう万全の措置をとるものとします。

(14) 合意管轄

契約者と当行との間で紛議が生じた場合は、契約者・当行は両者の信頼関係に基づき誠意をもってこの解決に向けて協議し、やむを得ず訴訟を必要とする場合は当行の本社所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 11 条. 全銀入出金明細の取扱い

(1) 利用できる取引

全銀入出金明細サービス契約者が占有するパソコン等から当行のコンピュータに直接または VALUX センタ等の外部のセンター経由で間接的に接続してデータ伝送により、処理結果明細、および入出金取引明細等データ（以下、「通知明細」という）を受け取るサービスをいい、通知明細の種類は次のとおりとします。

- ① 入出金明細
- ② 振込入金明細
- ③ 預金残高

(2) 申込み

全銀入出金明細サービスをご利用いただくには、予めお申込みが必要となります。

第 12 条. サービスの利用開始

契約者が本サービスを利用開始する場合は、第 1 条に定めるそれぞれのサービスにつき利用申し込みに必要な当行所定の書類等（以下「利用申込書等」という）に必要な事項を記入、記名のうえ、所定の届出印を押印して当行に提出してください。

第 13 条. サービスの解約・一時中止

- (1) 当事者の都合による本サービスの解約または一時中止は、契約者または当行（契約者と当行を合わせて以下「当事者」という）の一方の都合でいつでも可能です。ただし当行に対する解約の通知は当行所定の書面（以下「解約届」という）によることとします。
- (2) 書面による通知前項の通知を当行が書面により行う場合において、当行が当該通知を契約者届け出の住所あてに発信した場合、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 即時解約契約者に次の各号の事由が一つでも生じたことを当行が知ったときは、当行は契約者になんら通知を発信することなく即時に本契約を解約、または一時中止できます。
 - ① 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始・会社更生手続開始、もしくは特別清算開始、その他これらに類する法的整理手続の開始の申立があったとき
 - ② 手形交換所又はでんさいネットの取引停止処分を受けたとき

- ③ 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明になったとき
 - ④ 当行に支払うべき所定の手数料の未払い等が生じたとき
 - ⑤ 1年以上の期間にわたり本サービスの利用がないとき
 - ⑥ 解散、その他営業活動を休止したとき
 - ⑦ 本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められるとき
 - ⑧ 当行への本規定に基づく届け出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき
 - ⑨ 本規定または本規定に基づく当行所定事項に違反したとき
 - ⑩ その他、前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
 - ⑪ 契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと認めた場合
- (4) 本契約が解約等により終了した場合には、その時まで処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

第14条. 手数料

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当行所定の月額基本料金、振込手数料、地方税納入手数料、口座振替手数料（いずれも消費税相当額を含む）が必要です。本サービスの利用手数料および各種手数料につきましては、下記ホームページにてご確認ください。
- NCB パソコンサービス Web サービス利用料 https://www.ncbank.co.jp/hojin/pc_service_web/
- NCB パソコンサービス サービス利用料 https://www.ncbank.co.jp/kinri_tesuryo/kawase/eb.html
- NCB データ伝送サービス（AnserDATAPORT）サービス利用料 <https://www.ncbank.co.jp/hojin/efficiency/anserdataport/>
- 振込手数料等 https://www.ncbank.co.jp/kinri_tesuryo/kawase/naikokukawase.html
- (2) 手数料の支払にあたってはあらかじめ取決めた指定預金口座より自動的に引落すものとします。この場合、預金通帳および払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とします。
- (3) 当行は利用手数料および各種手数料を契約者に通知することなく改定する場合があります。

第15条. データ伝送接続条件

本サービスに関するハードウェア、ソフトウェア等の各種接続上の諸条件は、当行所定のとおりとします。

第16条. データの仕様

依頼明細および通知明細の仕様は、全国銀行協会連合会における取り決めに準拠して当行所定のとおりとします。

第17条. データ伝送相手先の確認

- (1) 当行は、契約者からのデータ伝送により受信した制御電文内に表示された暗証番号およびサービス別暗証（ファイルアクセスキー）（以下「パスワード」という）と、利用申込書等に記載されたパスワードとの一致を確認のうえ受託業務を行います。
- (2) 当行がパスワードの一致を確認のうえ受託業務を行った場合は、パスワードの盗用その他の事故があってもそのために契約者に生じた損害について当行は賠償責任を負いません。
- (3) 届出のパスワードは、契約者の責任において厳正に管理するものとし、第三者へ知られないように管理してください。

第18条. 利用可能日・利用可能時間

本サービスの利用可能日〔処理依頼明細データ（以下、「依頼明細」という）を伝送する日および振込（取組・振替・納付・送金）指定日（以下「処理指定日」という）〕、利用可能時間は、いずれも当行ホームページ等に記載のとおりとします。また、処理指定日は契約者が依頼明細を当行に伝送する際、指定することとします。

第 19 条. 依頼明細のデータ受付時限

- (1) 当行が契約者から受け付ける依頼明細の種類は、利用申込書等に記載のとおりとし、契約者は当行所定の時刻までにデータ伝送を完了させることとします。
- (2) 依頼明細の受付開始日は、当行所定の日からとします。

第 20 条. 連絡先部署・担当者の届け出

受託業務を円滑に遂行するため、契約者は連絡先部署および担当者等を利用申込書等に記載し届け出ることとします。

第 21 条. 取りまとめ店

契約者は、当行の国内営業店の中から次のすべての業務を担う営業店（以下「取りまとめ店」という）を指定し、本規定第 12 条、および 24 条の定めに基づき契約者が当行に提出する利用申込書等により事前に届け出ることとします。取りまとめ店は、特に当行が認めた場合を除き、1 契約者につき 1 か店とします。

- ① 依頼明細の発信営業店となる。
- ② 振込資金、預金口座振替資金の決済を行う。
- ③ 本サービスにかかる各種手数料の決済を行う。
- ④ 利用申込書等および解約届等の本サービスにかかる各種帳票類の受け渡し窓口となる。
- ⑤ その他本サービスに関して契約者と当行の窓口となる。

第 22 条. 機密の保持

当事者は、本契約に伴って知り得た相手方の情報については、本規定等に定める場合を除き第三者に漏洩しないよう万全の措置を取ることとし、この措置は本契約の終了後も継続することとします。

第 23 条. 免責

- (1) 当行は、本サービスの取り扱いにおいて、天災・事変・内乱・騒乱等の不可抗力、及び当行の責によらない通信機器・回線・パソコン等の障害、並びに、金融 EDI 情報の提供遅延、不達、漏えい、改ざん等があっても、これによって契約者に生じた損害についてはその賠償責任を負いません。また、NCB データ伝送サービス（AnserDATAPORT）においては、契約者が総合振込・給与振込・口座振替の「依頼データ」を送信しても、照合用データが未送信の場合、当行へ依頼データが伝送されないことで生じた損害についてはその賠償責任を負いません*。

※ NCB データ伝送サービス（AnserDATAPORT）は、総合振込・給与振込・口座振替の「依頼データ」に加え、「依頼データ」の指定日、合計件数、合計金額等の情報である「照合用データ」を契約者から送信することにより、データ処理を実行する仕組みとなっております。

- (2) 本サービスの取扱の際に、本規定第 2 条(2)、第 3 条(3)、第 17 条のいずれかに定める方法にもとづき、送信者を契約者と確認して取扱いましたうえは、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (3) 当行の責によらない通信機器・回線およびコンピュータ等の障害、その他事情により、当行の指定する場所で第 1 条に定める依頼明細の合計件数・金額等の通知を受信することが不能となった場合、当行は依頼人からの通知内容の確認を行わず、所定の方法（データ伝送）により送信された依頼内容に基づき、振込・納入・振替等の手続を行います。
- (4) 契約者が本規定に定めた事項に違反して、本サービスを利用した場合そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (5) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由により損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
- (6) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により損害が生じた場合、当行は責任を負い

ません。

第24条 届出事項の変更等

暗証番号等及び指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当行が別途制定する書面により取引店へ直ちに届出ください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。また、届出事項の変更がなかったために、当行からの通知または送付する書類が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第25条 本規定等の効力

本規定等に基づく本サービスの利用申し込み以前に、本サービスの利用に関して契約者が当行と締結または提出した契約者または覚書、利用申込書等があり、その内容が本規定等の各条項に抵触する場合は、本規定等の承認をもって変更されたものとみなします。

第26条 規定の変更

- (1) 当行は必要がある場合、契約者の事前の承諾を得ることなく、本規定の内容及び利用方法（当行の所定事項を含みます）を変更することができます。この場合、当行は、当行のホームページ上の「EB サービスご利用規定」を改定し掲示します。
- (2) 当行は、前項の掲示で指定した日（以下「変更日」という）以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定が適用されますので、契約者は本サービスを利用する際には、ホームページ上の利用規定をご確認のうえご利用ください。
- (3) 契約者は、第1項の利用規定の変更に同意できない場合、本契約を解約することができます。この場合の手続きは、第13条の規定を準用するものとします。

第27条 関係規定の準用

- (1) 本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定との間に組酷がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。
- (2) 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

第28条 禁止行為

- (1) 契約者は、本契約に関する一切の権利義務に関して、当行の承諾なく第三者に譲渡することはできません。
- (2) 契約者は、本契約において公序良俗に反する行為、犯罪行為に結びつく行為、他の契約者や第三者の権利を侵害または不利益を与えるような行為、その他当行が不適當・不適切と判断する行為をしてはけません。

第29条 反社会的勢力の排除

- (1) 契約者および当行は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- (2) 契約者および当行は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わない。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 契約者および当行（以下「解除当事者」という。）は、相手方（以下「違反当事者」という。）が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。
- (4) 前項の規定の適用により違反当事者に損害が生じた場合にも、違反当事者は解除当事者に何らの請求もできない。

第30条. 契約期間

本サービスの利用期間は当初申込日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り、利用期間満了日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第31条. 合意管轄

本契約に関する訴訟については、当行本店またはその取扱営業店の所在地を管轄する裁判所もしくは東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

第32条. 協議事項等

- (1) 本規定等各条項の解釈について疑義を生じた場合、または本規定等に定めのない事項については、当事者間で協議のうえ、決定することとします。
- (2) 本契約に関し当事者間で問題が生じた場合は、双方の信頼関係に基づき誠意をもって協議し解決することとします。

以上

(2022年8月9日現在)